

令和6年度 第3回長野市景観審議会 会議記録要旨

日時：令和6年12月24日(火)

午後2時～午後4時

場所：市役所第一庁舎7階

議会事務局 第一・第二委員会室

本会議は、審議（１）「ながの百景」の追加選定については、長野市情報公開条例第7条第5号（審議等に関する情報）に該当することから「非公開」で開催し、その他は「公開」で開催したもの

○出席委員 11名

高見澤会長、赤羽副会長、久米委員、小林(勝)委員、下崎委員、石黒委員、北澤委員、吉澤委員、大日方委員、小林(美)委員、渋谷委員

●欠席委員 4名

小山委員、榊原委員、高瀬委員、湯本委員

◇傍聴者・報道関係 なし

1 開 会

2 会長挨拶

3 審 議

(1) 「ながの百景」の追加選定について **【非公開】**

【審議記録】

委員	今回、追加選定に当たり、「ながの百景図鑑」のページ数や掲載する写真の制約はあるのか。
事務局	図鑑製本に関する制約はありません。
委員	図鑑のサイズを変更する予定はあるか。
事務局	図鑑サイズも制限するものではありませんが、図鑑を片手に百景を巡ってもらうためには、あまり大きくない方が良く考えています。
委員	今回の「対象外」作品について、もう少し説明をお願いします。

事務局	応募の際は、写真に併せてコメントも頂戴していますが、そのコメント内容も踏まえて事務局で判定しました。具体的には、応募パンフレットに掲載してある「誰でも立入ることができる場所から見ることのできる景観が対象」、「個別の建築物等は景観賞の対象となり、ながの百景の対象となりません」などの事項や「既にながの百景に選定されているもの」は、対象外と判定しました。
委員	既にながの百景に選定されているものと類似する作品がみられるとの話であるが、視点場が個々で異なることからどの作品がどの既景観と重なるのか明確な判断は困難である。 また、市内に数多く存在する視対象作品について、その説明や掲載方法も難しく思う。
事務局	ながの百景は、景観賞のように表彰事業ではなく、「市内にはこんな素敵な風景があり、その良さを市民の皆様に見直してもらう」ことを目的として事業化しています。そのような観点や委員の専門的な視点を踏まえて、審査いただければと考えています。
委員	今回の投票の際は、委員の意見交換や協議は行うのか。
事務局	行います。投票結果だけではなく協議の上で、最終選定いただくことになります。本日は、今回の投票及び協議に向けて、応募作品の説明と審査基準の擦り合わせを目的としております。
事務局	先ほどのご意見も踏まえて、本日は対象外とした作品について審議会による再判定を行っていただく中で、審査基準の擦り合わせが出来ればと考えています。 なお、逆に「これも対象外なのでは」という作品がありましたら、ご意見をいただきたいと思います。
委員	追加選考要領の選考基準の観点の一つに、「時を超えて育まれてきた歴史、伝統、文化が感じられる」とあるので、地域文化を象徴する作品も追加選考の対象として捉えるかどうか、皆さんと目合せしておいた方が良いと考える。
委員	地域の文化や祭事も、ながの百景として捉えて良いのか迷うと共に、ながの百景を選定するだけに止まらず、選定した百景を他部署との横断的な連携により、日常的に発信することで観光や地域振興に繋げる必要がある。
事務局	現在も、市公式 SNS でながの百景を動画で発信等を行っているところですが、まだまだ認知度が低いためより積極的に活用していきたいと考えております。
委員	類似作品の取り扱いについて、個々の作品ごと判断するのか、総括的に判断するのか、審議会として整理した方が良いと思う。 また、以前の説明の中で、「従来の景観が変化してしまった百景もある」と聞いているが、現在の状況を教えて欲しい。
事務局	類似作品の取り扱いについても、審議会でご議論いただきたいと思います。

	また、「従来の景観が変化してしまった百景」3件についてご報告させていただきます。 ①白髯の杜（No2、鬼無里） ②信玄駒つなぎの桜と山千寺観音堂（No26、若槻） ③信州新町・不動滝（No:69）
1 「対象外」作品について、審議会で再審査した結果、当初のとおり「対象外」とすることを決定。 2 次回の審議会は、当初の予定どおりの時間、方法で開催することも併せて決定。	

（2）景観審議会の開催スケジュールについて

審議会として、見直し（案）のとおり変更することを了承

4 そ の 他
なし

5 閉 会